

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処分名	新たに設置し、又はその位置、構造若しくは設備を変更した製造所、貯蔵所又は取扱所の使用の承認		
根拠法令名	消防法(昭和23年法律第186号)	(条項)第11条第5項	
基準法令名	消防法(昭和23年法律第186号)	(条項)第11条第5項	
所管部署	消防局	予防課	危険物係
標準処理期間	7日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【】 ・掲載図書等【 消防実務六法 】 ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載 <p>消防法第11条第5項の規定により、消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。 当該規定の技術上の基準については、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に定めるところによる。</p>			

参 考

(根拠法令)

消防法第11条第5項

5 第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。

(基準法令)

消防法第10条第4項

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。